

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

会社法における事業年度変更と法人税法における事業年度の関係について

《内容》

会社計算規則において事業年度の末日を変更する場合、変更後の最初の事業年度については最長1年6ヶ月でよいことになっていますが、法人税法における事業年度は、1年を超えることはできないことになっています。

この場合、会社法における事業年度は、法令で定められた事業年度ですから、法人税法上も1年6ヶ月の事業年度が認められると考えてよいのでしょうか。

『答』

法人税法上は、法令で定める会計期間であっても、それが1年を超える場合には、その期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間が生じたときは、その1年未満の期間）が事業年度となります。

(解説)

1 会社法においては、会社は各事業年度に係る貸借対照表や損益計算書などの計算書類を作成しなければならないと定めています（会社法435②）、事業年度の意義や定義を直接的に定めた規定はありません。これは会計期間の公準として、継続企業である会社の会計計算は、一定の期間を区切って行うのが当然の前提であると考えられており、定款や法令の定めにより会社の財産や損益の計算期間としての事業年度（会計期間）を当然にもっていると考えられています。

ただし、会社法における会社計算規則第59条第2項の規定によれば、「各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、1年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、1年6箇月）を超えることができない。」とされています。

2 これに対し法人税法においては、事業年度の意義が明確に定められており、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（会計期間）で、法令で定めるものまたは法人の定款、寄附行為、規則もしくは規約に定めるものをいいます（法法13①）。

この「法人の財産及び損益の計算の単位となる期間」という概念は、平成18年度の税制改正により導入されたものであり、これを「会計期間」と定義しています。これは、会社法に清算事務年度の定めが置かれたことなどに対処しようとしたものと言われてしています。

3 そこで、会社法上の事業年度を変更した場合における最初の事業年度である、最長1年6ヶ月の事業年度は、法人税法でいう「会計期間で、法令で定めるもの」ということとなりますが、法人税法上の事業年度である会計期間は、1年を超えることはできません。

法令で定める会計期間であっても、それが1年を超える場合には、その期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間が生じたときは、その1年未満の期間）が事業年度となります（法法13①）。これは会社法に対する法人税法の特則といってよいでしょう。したがって、事業年度を変更した場合であっても、法人税法上は1年6ヶ月の事業年度は認められず、1年と6ヶ月の2事業年度ということになります。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。